

2 在学中～卒業(進路報告) まで

東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

休学・停学と復学

- ▶ 休学中、停学中は貸付停止
- ▶ 復学したら貸付再開
- ▶ 休学、停学するとき、復学するとき手続き

《貸付停止期間》

休学や停学を開始した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月まで

《提出書類》

- ①「停学・復学・退学等届」

留年・卒業延期

- ▶ 留年中は貸付停止
- ▶ 進級したら再開
- ▶ 留年、卒業延期となったときに申請
- ▶ 卒業延期の場合は、卒業までの猶予申請が必要

≪提出書類≫

- ①「停学・復学・退学等届」
- ②返還猶予申請書(卒業延期の場合のみ)
- ③養成施設在学届(卒業延期の場合のみ)

在学中に貸付終了・貸付辞退

- ▶ 在学中に当初の貸付期間が終了したときに猶予申請
- ▶ 貸付期間の途中で貸付の必要がなくなり貸付を辞退し、その後も在学するときに猶予申請

≪猶予期間≫

貸付期間終了した月や辞退した日の属する月の翌月から卒業まで

≪提出書類≫

- ①返還猶予申請書
- ②養成施設在学届
- ③辞退届(貸付辞退の場合のみ)

退学するとき

- ▶ 退学すると貸付終了になり、返還
- ▶ 転科など、保育士養成施設として指定された学科・コースから外れる場合も退学と同様
- ▶ 返還は退学する日の属する月の翌月から開始

卒業するとき

- ▶ 卒業するときには、進路によって下記(1)～(6)のいずれかの手続きを行う
 - ▶ 卒業するときの手続きまでは養成施設を通じて行う
- (1) 保育士業務に従事(猶予申請)
 - (2) 就職活動中(猶予申請)
 - (3) 内定待機(猶予申請)
 - (4) 保育士業務以外で採用(猶予申請)
 - (5) 卒業後就職せず出産準備に入る(猶予申請)
 - (6) 保育士業務に従事しない(返還手続き)

卒業するとき(1)保育士業務に従事

- ▶ 従事先施設で保育士業務に従事するとき

≪猶予期間≫

保育士登録をして保育士業務の従事を開始した日の属する月から

常勤で過疎地域で従事⇒3年

常勤で中高年離職者の場合⇒3年

常勤で上記以外の場合⇒5年

非常勤の場合⇒1年(毎年更新)

卒業するとき(1)保育士業務に従事

≪提出書類≫

①「猶予申請書」

②保育士証のコピー(提出が間に合う場合)

* 保育士証が間に合わない場合は従事開始から1年以内に提出してください

卒業するとき(2)就職活動中

- ▶ 従事先施設で保育士業務に従事する意思があり就職活動中のとき
- ▶ 就職先は従事先施設に該当するかどうか、保育士として従事できるか確認する

《《猶予期間》》

卒業の日の属する月の翌月から1年以内

卒業するとき(2)就職活動中

《《提出書類》》

①「返還猶予申請書」(従事先施設で保育士業務に従事する意思があることを「説明欄」に必ず記入すること)

《《その後》》

猶予期間中に従事先施設に保育士として

- ▶ 就職できた場合 → 猶予申請手続き(保育士業務に従事することによる猶予に変更)
- ▶ 就職できなかった場合 → 返還手続き

卒業するとき(3)内定待機中

▶卒業までに従事先施設に内定したが、卒業後も就職待機中

◀猶予期間▶

卒業の日の属する月から内定待機期間(1年以内)

◀提出書類▶

①返還猶予申請書

②内定通知書

◀その後▶

猶予申請手続き(保育士業務に従事することによる猶予に変更)

卒業するとき

(4)保育士業務以外で採用

▶従事先施設で保育士業務以外の職種で採用されたが、保育士業務に従事する意思がある

◀猶予期間▶

卒業の日の属する月の翌月から原則1年間(状況が変わらない場合はもう1年以内で再猶予申請可)

◀提出書類▶

①「返還猶予申請書」(従事先施設で保育士業務に従事する意思があることを「説明欄」に必ず記入すること)

卒業するとき

(4) 保育士業務以外で採用

《その後》

- ・保育士業務に従事できたとき
 - ➡保育士業務に従事することによる猶予申請
- ・状況が変わらなかったとき
 - ➡再猶予申請
- ・状況が変わらないまま2年以上経過したとき
 - ➡返還手続き

卒業するとき

(5) 就職しないで出産準備に入る

(6) 保育士業務に従事しない

- ▶ 出産準備のため就職しない
- ▶ 保育士業務に従事しないときは返還
- ▶ 返還は卒業する日の属する月の翌月から開始